

平成 25 年定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

頁

◎所管事項説明

1	『平成 25 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に 係る意見」への回答について（防災対策部主担当分）	1
2	三重県地域防災計画等の検討状況について	2
3	県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議の検討概要 について	6
4	平成 25 年度三重県自主防災組織活動実態調査結果について	1 2
5	平成 25 年度三重県総合防災訓練の実施結果について	1 6
6	三重県消防広域化推進計画の見直しについて	2 6
7	危機管理の推進について	2 8
8	審議会等の審議状況について	3 0

別冊：平成 25 年度三重県自主防災組織活動実態調査結果報告書

平成 25 年 10 月 4 日

防災対策部

1 「『平成25年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に
 係る意見」への回答について(防災対策部主担当分)

防災県土整備企業常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
111	防災・減災対策の推進	防災対策部	<p>県民指標の「率先して防災活動に参加する県民の割合」については、全体の実績値だけでなく、防災・減災に関する地域の温度差等についても把握・検証されたい。</p>	<p>県民指標「率先して防災活動に参加する県民の割合」について、県民意識調査への回答からは、地域間での大きな違いは見られませんでした。しかしながら、その他の設問への回答や自主防災組織実態調査の結果から明らかになった地域課題については、地域防災総合事務所等や市町との共有を図り、各地域の防災・減災対策に反映させてまいります。</p>

2 三重県地域防災計画等の検討状況について

1 地域防災計画及び新地震・津波対策行動計画の検討状況について

(1) 三重県地域防災計画(地震・津波対策編)

「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」については、現在、平成26年3月の公表に向けた策定作業を進めています。

今回の計画では、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓をもとに体制を見直した、県災害対策本部における部隊活動を前提とした内容へと改めるとともに、県民や地域の担うべき責務や協力を求める事項を、自助・共助の取組として盛り込んでいく方針です。

これまで、関係部局やライフライン企業等を始めとする防災関係機関との協議を進めてきており、今後、各市町との協議を踏まえ、さらに内容を詰めていくこととしています。

また、平成25年6月21日に「災害対策基本法」が改正され、これに伴い、近く、国の防災基本計画が見直される見込みです。今回の改正内容(3～4頁参照)は、特に市町の具体的な防災・減災対策に影響を及ぼすものが多いことから、内容を精査し、地域防災計画に適切に取り入れていくこととしています。

(2) 三重県新地震・津波対策行動計画

「三重県新地震・津波対策行動計画」についても、現在、平成26年3月の公表に向けた策定作業を進めています。

平成25年5月に中央防災会議のWGが公表した「南海トラフ巨大地震対策最終報告」や他府県の防災関係計画等の内容を検証し、必要な対策を盛り込むとともに、東日本大震災等の教訓を踏まえた対策、本県の特徴ある地勢等を考慮した独自の対策についても計画に盛り込むこととしており、現在、各部局との協議を進めているところです。

また、計画にメリハリを付け、本県として重視すべき取組を示すため、特に“命を守り抜く”という視点からの災害時要援護者対策や観光客対策等を「選択・集中テーマ」として設定することとしています。

(3) 三重県地域防災計画(風水害等対策編)及び風水害アクションプログラム

「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」については、平成26年度に大幅な見直しを行うこととしており、具体的な行動計画となる、次期風水害アクションプログラム(平成27年度から)についても策定する必要があります。

このことから、現在、これら計画の見直しの前提となる、風水害対策に係る基礎調査を実施しているところです。近年頻発し、国内に大きな被害をもたらしている局地的大雨（ゲリラ豪雨）や竜巻等も含め、本県における風水害対策を検討する上で重要と考えられる既往の気象災害について調査を行い、必要な対策を検討の上、計画に加える方針です。

また、「地域防災計画（風水害等対策編）」には、新たに原子力災害対策についても記載する方針です。

2 地域防災計画に影響を与える災害対策基本法の改正内容について

今回の災害対策基本法の改正内容のうち、地域防災計画の見直しを検討する必要がある主なものは以下のとおりです。

(1) 被災者の安否情報の提供

【制度概要】

都道府県知事又は市町村長は、災害発生時に、被災者の安否に関する情報について照会があった場合に、照会者に回答することができる。

【実施主体】

都道府県及び市町村

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

【制度概要】

地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設又は場所(指定避難所については施設)を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定する。指定緊急避難場所については、以下の災害種別(未確定)ごとに指定する。

①洪水 ②崖崩れ、土石流及び地滑り ③高潮 ④地震 ⑤津波
⑥大規模な火事 ⑦内閣府令で定める異常な現象の種類

【実施主体】

市町村

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

【制度概要】

市町村長は、災害発生時の避難に特に支援を要するものについて「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時それぞれにおいて名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

当該名簿の作成に必要な範囲で、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）に関する個人情報を活用することがで

きる。

【実施主体】

市町村

(4) 被災者台帳の作成

【制度概要】

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成することができる。

【実施主体】

市町村

(5) 罹災証明書の交付

【制度概要】

市町村長は、災害による被害の程度に応じた適切支援の実施を図るため、被災者があった場合、遅滞なく罹災証明書を交付しなければならない。

【実施主体】

市町村

3 今後の対応について

災害対策基本法の改正内容や、今後、示される政令や府省令及び防災基本計画の内容を検証し、対応を検討するとともに、引き続き、関係部局、市町、関係機関との協議・調整を行い、平成26年3月の公表に向けた三重県地域防災計画の見直し、三重県新地震・津波対策行動計画の策定を着実に進めていきます。

【地域防災計画等見直しロードマップ】

【H25年度】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
◎中央防災会議(国)の動き	①南海トラフの巨大地震対策検討WG・防災対策実行会議	5/28 地震対策最終報告の公表							南海トラフ特措法成立後 南海トラフ地震対策大綱の策定 南海トラフ地震応急活動計画の策定				
	③災害関連法制度等の見直し		6/6 「南海トラフ地震対策特措法」国会提出	6/21 「災害対策基本法の一部を改正する法律(第2弾)」成立 6/21 「大規模災害からの復興に関する法律」成立	7/26 災対法改正及び復興法公布に伴う説明会	8/23 災対法改正及び復興法市町村向け説明会			災対法施行令改正施行 防災基本計画の修正 大規模災害復興法施行令施行				
「津波防災地域づくり法」の具体的運用検討													
◎地域防災計画及び新地震・津波対策行動計画見直しプロセス	防災会議			7/11 県防災会議(H25 第1回)								3月下旬 県防災会議(H25 第2回)	
	「地震・津波対策編」見直し(庁内及び関係機関との調整)	○国の動向調査 ○他県の事例等調査		○県庁内各部署との意見交換			10/2~3 ライフイン企業との意見交換	市町との意見交換	防災関係機関への見照会	○意見集約・とりまとめ	各部署・市町・関係機関への内容確認	○最終案策定	地域防災計画(最終案)の提示
	新地震・津波対策行動計画の策定	H25.3 中間案公表	○国の南海トラフ巨大地震対策最終報告等を受けた「行動項目」の追加 ○各部署との協議を通じた、それぞれの「行動項目」の内容精査・目標設定 ○「県民の命を守り抜く」という観点から、特に注力すべき取組課題を整理した「選択・集中」テーマの設定								○とりまとめ		新地震・津波対策行動計画(最終案)提示
	「風水害等対策編」見直し			H25年度 修正	H26年度抜本見直しに向けた風水害対策基礎調査 ・近年の国内気象災害の特徴整理 ・三重県での風水害対策上の課題、必要な対策等の整理								
(参考) ◎石油コンビナート等防災計画修正	防災アセスメント調査 ・地震動、津波による被害の態様及びその発生危険度 ・災害の発生に伴う周辺への影響等の調査											調査結果報告	

3 県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議の 検討概要について

「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」は、平成23年度の県と市町の地域づくり連携・協働協議会において、市長会から県と市町が災害時に迅速かつ的確に対応できる体制の構築についての提案を受け、平成24年2月28日に発足しました。

1 平成24年度の検討結果（8頁参照）

平成24年度は、広域支援体制の枠組みについて見直しを行い、「三重県市町災害時応援協定」の改定を行うなど、主に災害時における人的派遣の仕組みについて検討を行いました。

2 平成25年度の検討概要とスケジュール

平成25年度は、「物資支援体制」と「広域避難体制」の構築について検討することとしています。平成25年7月4日に第1回連携会議を開催し、以下の検討概要及びスケジュールについて情報共有を図り、8月7日には第1回代表者会議を開催し検討を始めました。

(1) 検討の成果イメージ（9頁参照）

「物資支援体制」「広域避難体制」とともに、三重県市町災害時応援協定に基づき策定する『活動要領（仮称）』を最終的な成果として考えています。策定に当たっては、2段階で検討を行うこととし、まずは「物資支援」や「広域避難」において、各機関が果たすべき役割について整理した上で、その内容を『活動方針（仮称）』として取りまとめます。次に被害想定調査結果等によって具体的な被害の様相が判明した時点で、より具体的な行動手順を規定する『活動要領（仮称）』を策定することとします。

(2) 検討に当たって留意するポイント（9頁参照）

「物資支援体制」「広域避難体制」の構築に当たっては、次に挙げるポイントを踏まえて検討を進めていきます。

○物資支援体制の検討ポイント

- ・広域的な災害時の備蓄物資と支援物資の役割の整理
- ・物資支援体制における各活動主体の役割の整理
- ・発災後の時間経過と共に変化する物資ニーズに応じた物資支援体制の整理

○広域避難体制の検討ポイント

- ・広域的な災害時の広域避難のあり方の整理
- ・広域避難体制における各活動主体の役割の整理

○災害応急対策活動を行うための防災拠点の検討ポイント

- ・災害応急対策活動を行うための防災拠点の把握・整理
- ・各施設の役割の整理（物資拠点、広域避難場所など）

(3) 検討スケジュール（10頁参照）

検討に当たっては、三重県の被害想定調査の調査状況、及び、全国知事会での検討状況、南海トラフ巨大地震応急対策活動要領（仮称）や物流システムの検討等をはじめとする国レベルでの検討状況と整合を図りながら、平成25年度に『活動方針（仮称）』を策定し、平成26年度に『活動要領（仮称）』を策定していきたいと考えています。

3 平成25年度の代表者会議の構成について

平成25年度の代表者会議の構成員は、以下のとおりです。

（代表者：三重県、市長会事務局、町村会事務局、6市、6町、5県地域機関）

《役員》

役員名	所属名
会長	三重県 防災対策部災害対策課長
副会長	四日市市 危機管理室長
副会長	大紀町 防災安全課長

《代表者》

	所属名
三重県	防災対策部災害対策課
市長会	事務局
町村会	事務局
四日市市	危機管理室
津市	防災室
尾鷲市	防災危機管理室
桑名市	防災・危機管理課
名張市	危機管理室
鳥羽市	防災危機管理室
大紀町	防災安全課
紀宝町	総務課
朝日町	総務課
東員町	危機管理課
菰野町	総務課安全安心対策室
度会町	総務課
	桑名地域防災総合事務所
	四日市地域防災総合事務所
	津地域防災総合事務所
	南勢志摩地域活性化局
	紀北地域活性化局

平成25年度検討概要について

〈県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議〉

目的：県と市町が災害時に迅速かつ的確に対応できる災害時広域支援体制の構築を目指すとともに、互いの連携を深めることを目的とする。

平成24年度

主に広域支援体制の枠組みについて検討

東日本大震災の課題

紀伊半島大水害の課題



既存の応援体制の枠組みの検証
(三重県市町村災害時応援協定 H12)



まずは県内の体制の見直し

『三重県市町災害時応援協定書』の改定 (H24. 8. 23)

【ポイント】

- ・県も主体的に応援活動に加わることを規定
- ・広域応援となった場合に県が調整して市町へ応援を要請することについて規定
- ・被災市町から情報発信が不可能な場合の情報収集、応援活動等について、要請を待たずに情報収集、応援活動等を実施するよう規定

『三重県市町災害時応援協定書実施細目』の策定 (H25. 2. 14)

【ポイント】

- ・ブロック体制については、平常時の業務体制及び顔の見える関係を重視し、県地方災害対策部単位として規定
- ・被災市町からの応援要請に対して、県がその調整を行い、応援市町へ応援を要請する具体的な手続き（窓口・手順・様式等）について規定
- ・災害応急対策活動を迅速に遂行するために必要となる、連絡窓口、備蓄物資、物資拠点等の情報について、事前に県及び全市町にて情報共有を行うことについて規定

課題： 物資支援体制の構築 広域避難体制の構築

平成25年度

より具体的な体制について検討を行う。

物資支援体制

広域避難体制

【検討ポイント】

- ・ 広域的な災害時の備蓄物資と支援物資の役割の整理
→ 個人備蓄、公的備蓄、流通備蓄、広域支援物資の役割
- ・ 物資支援体制における各活動主体の役割の整理
- ・ 発災後の時間経過とともに変化する物資ニーズに応じた物資支援体制の整理
→ 時間帯毎の物資の動き、配送主体・手段

【検討ポイント】

- ・ 広域的な災害時の広域避難のあり方の整理
→ 1次避難、2次避難から仮設住宅入居まで
→ 時間帯毎の人の動き、輸送主体・手段
- ・ 広域避難体制における各活動主体の役割の整理

【共通の検討ポイント】

- ・ 拠点分析：災害応急対策活動を行うための防災拠点の把握・整理、各施設の役割の整理（物資拠点、広域避難場所など）
- ・ 情報共有：情報連絡窓口や備蓄物資等の情報共有

2段階で検討

- ・ 災害時に県と市町、その他関係機関がどのように動くのかについて活動方針を策定

物資支援活動方針（仮称）

広域避難活動方針（仮称）

物資支援活動要領（仮称）※個別具体計画

広域避難活動要領（仮称）※個別具体計画

- ・ 最終的には被害想定調査結果を踏まえたより具体的な活動内容を記した活動要領（マニュアル）を作成・共有予定

【検討体制】

- ・ 代表者会議・・・各個別課題と共通課題の検討
- ・ 連携会議・・・代表者会議での検討結果の共有と意見集約

※個別具体的な検討に必要な専門的な知見を得るため、関係者へ検討の協力を依頼予定

・ 物流事業者、倉庫業関係者 など

・ 輸送事業者 など

4 平成 25 年度三重県自主防災組織活動実態調査結果について

1 調査の目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、強い揺れや大きな津波によって多くの方々の尊い命が失われるなど、甚大な被害が生じました。

三重県においても、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震によって大きな被害が想定されることから、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで取り組んできた様々な防災対策の検証・見直しを行っているところです。

地域防災力の向上に重要な役割を担う自主防災組織についても、活動の実態とその問題点を把握することで、今後の地域防災力の向上に役立てていくことを目的に、より効果的な事業を実施するため、県内の全自主防災組織を対象に調査を行いました。

2 調査の内容

三重県内の全自主防災組織に対し、郵送もしくは市町を通じて、各自主防災組織の代表者あてに調査票を送付する方法により実施し、前回調査の回収率を上回る 70%の組織から回答を得ました。

- ・調査対象：3,616 組織【前回調査 3,669 組織】
- ・回収率：70% (2,524 組織/3,616 組織)【前回調査 64%】
- ・調査時期：平成 25 年 5 月～7 月
- ・調査項目：「名称・活動地区」「組織構成」「活動状況」「資機材」「その他」など、全 17 問を設定（詳細は「別冊 2～6 頁」を参照）

3 調査結果の概要

(1) 自主防災組織の構成（別冊 10 頁【問 2】2-1 参照）

「自治会やマンションの管理組合と同じ組織」（52%）、「自治会やマンション等の中に、独自の自主防災活動部門がある」（19%）または「学区などでいくつかの自治会等が集合して自主防災組織を作っている」（13%）と回答した組織が、合わせて 84%となっており、自治会との関連性が強いことがわかります。

(2) 自主防災組織代表者の選出方法・任期（別冊 10 頁【問 2】2-2、2-3 参照）

選出方法は「自治会の役員が、自主防災の代表者を兼任する」が 83%と多く、任期については、「1 年以上 2 年未満」または「2 年以上 3 年未満」が 73%となっています。

(3) 自主防災組織の活動状況 (別冊 10 頁【問 3】参照)

「とても活発に活動している」が 8%、「一応の活動はしている」が 64%、「ほとんど活動していない」が 26%となっています。

(4) 訓練の実施内容 (別冊 11 頁【問 4】4-1(1)参照)

実施している訓練は、「消火・放水訓練」「避難訓練」「応急救護訓練」の順に多く、比較的取り組みやすい訓練が上位となっています。一方、「夜間訓練」「介護が必要な人の介助訓練」「図上訓練」など、やや高度な内容の訓練を実施している組織も少数ですが存在しています。

(5) 防災活動への地域住民の参加状況 (別冊 12 頁【問 4】4-3 参照)

「主に役員のみ」の組織は 15%、「役員と一部の住民」の組織は 47%で、合わせて 62%の組織において、防災訓練等への参加は、役員と一部の住民にとどまっています。

(6) 前回調査との比較

① 自主防災組織代表者の任期 (別冊 15 頁【問 2】2-3 参照)

「1年以上2年未満」との回答が大幅に増加しており、反対に「2年以上3年未満」の回答が大幅に減少しています。

② 自主防災組織の活動状況 (別冊 15 頁【問 3】参照)

「とても活発に活動している」との回答が 143 組織から 194 組織へと、組織数は依然少ないものの増加しています。

③ 訓練の実施内容 (別冊 16 頁【問 4】4-1(1)参照)

「避難訓練」を行っている組織が 1,071 組織から 1,295 組織に、「図上訓練」を行っている組織が 218 組織から 287 組織に増加しています。

④ 訓練頻度 (別冊 16 頁【問 4】4-1(2)参照)

「1年に2回以上」訓練を行っている組織が 598 組織から 627 組織に、「1年に1回」訓練を行っている組織が 1,038 組織から 1,408 組織に増加しています。少なくとも年に1回以上訓練を行っている組織は 1636 組織から 2035 組織へと大幅に増加しています。

⑤ 防災活動への地域住民の参加状況 (別冊 17 頁【問 4】4-3 参照)

「住民の半分程度が参加している」、「ほとんどの住民が参加している」と回答した組織がともに、若干ながら増加しています。

⑥他団体等との連携（別冊 18 頁【問 7】参照）

他の団体等と交流や連携をしている組織は増加しており、特に学校と交流や連携をしている組織が 302 組織から 431 組織へと大幅に増加しています。

4 今後の対応

自主防災組織の 84%が自治会等と同じ組織であることや、防災訓練等への住民の参加が、62%の組織で役員と一部の住民にとどまっていることなどから、自主防災活動が自治会活動の一環として行われている組織が多いという実態がうかがえます。

一方で、前回調査と比較すると、訓練頻度が増加するとともに、避難訓練や図上訓練など実践的な訓練は着実に増えてきており、自主防災組織の活動状況、地域住民の参加状況など若干ながら活動が活性化していることがわかりました。

県といたしましては、引き続き自主防災活動の主導的立場にある自主防災リーダーを対象とした研修や自主防災組織等交流会の実施により、自主防災組織の代表者の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織相互の連携や活動事例の共有を促進していきます。

また、県の防災技術専門員・指導員はもとより、みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等の防災人材を積極的に活用し、自主防災組織が実施する訓練への支援等を通じて、自主防災組織の実践的な対応力の向上を図ります。

さらに、県の防災啓発番組における自主防災活動の紹介や、「三重の防災大賞」の実施など、自主防災活動の活性化や活動の励みにつながる取組を推進していきます。

そして、調査結果を各市町及び各自主防災組織にフィードバックしたうえで、三重県市町等防災対策会議など、市町との意見交換の場を通じて、自主防災活動のさらなる活性化に向けた促進策や、自主防災組織のあり方等の検討を行っていきたくと考えています。

5 平成 25 年度三重県総合防災訓練の実施結果について

9月1日(日)紀南地域において、県と熊野市・御浜町・紀宝町が合同で、南海トラフを震源とした巨大地震の襲来により陸路が断絶し、紀南地域が孤立するという想定のもとで、自助・共助・公助の連携による実践的な総合防災訓練(実動訓練)を実施しました。

また、訓練実施状況をテレビ中継により放送することで、県民の防災意識の高揚を図りました。

1 訓練概要

(1) 訓練のポイント

- ア. 住民参加による訓練(避難訓練・避難所運営訓練等)
- イ. 災害時の医療対応訓練(紀南医師会・紀南病院等との連携)
- ウ. 海上からの救助・搬送訓練等(海上自衛隊等との連携)

(2) 訓練内容

- ア. 自助の訓練(発災直後)
津波避難訓練、避難訓練
- イ. 共助の訓練(避難後)
避難所設置・運営訓練、医療救護所設置・運営訓練、住民と地元医師会が連携した救護訓練
- ウ. 公助の訓練(1~7日後)
ヘリコプターによる被災状況確認訓練、医療救護所から紀南病院への重症者の搬送訓練、紀南病院における重症者の受入・トリアージ・搬出訓練、避難所・孤立地区への物資搬送訓練、海上における救助・搬送訓練など

2 実施日時及び場所

- ・ 平成 25 年 9 月 1 日(日) 9 時 ~ 12 時
- ・ 熊野市、御浜町、紀宝町内の各地
主な訓練場所は、避難所運営訓練 3ヶ所、医療連携訓練 5ヶ所、孤立想定訓練 7ヶ所、海上からの訓練 2ヶ所、物資拠点訓練 2ヶ所です。この他にも、各地で避難訓練などを実施しました。

3 訓練参加機関・参加者

- ・ 訓練参加機関数：58 団体
内訳 企業・団体等 19 団体、医療関係機関 5 団体
救助関係機関 19 団体、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 11 団体、行政機関(主催者) 4 団体
- ・ 訓練参加者数：約 7,000 人
内訳 地域住民 5,703 人、参加機関 799 人、主催者 471 人

4 コメンテーター及び参加者、参加機関の主な意見

(1) コメンテーター : 三重大学・川口准教授

- ・ 分散会場で、行政、住民、医師が一緒に取り組んだ他都道府県には見られない良い訓練であった。また、メディアを利用して多元的に見せて、訓練の現場にいない人にもいろいろ考えてもらうきっかけになった非常に良い訓練になった。
- ・ 一人ひとりの住民から各関係機関のプロまでが一緒となり、訓練に携わったことは大きな意義である。

(2) 避難訓練、避難所運営訓練参加者

- ・ 身体障がい者が地域の方と一緒に訓練する機会がもてたことは良かったが、交流・理解を深めるところまではできなかった。地域住民との間に隔たりを感じる結果になってしまった。
日頃から地域・近隣との交流や理解を深める取組などの大切さを実感した。居住している地区での訓練への参加が一番大切と感じた。
地域の訓練を障がい者が共に参加しやすい形にできるようバックアップしてもらえれば有難いです。
間仕切りや簡易トイレ見学の感想を全体で話し合う時間がほしかった。(熊野市身体障害者(児)福祉連合会)
- ・ 障がい者の方が少しの介添えがあれば逃げることができるなど、地域で取り組む課題を話し合うことができた。(熊野市)
- ・ 区長としては、沢山の住民の避難所生活が必要となる。避難所の運営や生活について不安を持っていたところであり、今回訓練を行ってもらえたことはありがたい。(熊野市新鹿区長)
- ・ 実際の状況になれば、役場はとても手が回らない。地区の住民や避難者で設置からやっていかななくてはならない。(紀宝町茶屋地自主防災会)
- ・ HUGや事前説明等を実施し、自主防災組織役員に避難所運営のことを知ってもらえた。仮設トイレや間仕切りなど住民が自分たちで組立を行ったことで、備蓄品の重要性を認識してもらえた。(紀宝町)
- ・ 熊野尾鷲道路避難スペースへの住民避難は、坂道の勾配がきつく何らかの手立てが必要と考える。(紀勢国道事務所)

(3) 医療対応訓練参加者

- ・ 協定に基づき、初めて医師会と連携した訓練を実施することができ、各地域で運営することとなる救護所ごとの担当医師や看護師の運用体制等を確認することができた。(熊野市)
- ・ 大災害で開設される応急救護所では医療従事者が不足するため、自主防災会による自助の力が重要となることを多くの住民の方に啓発することができた。(熊野市)
- ・ トリアージを住民が行うことは非常に難しい。傷病カードがあるのでわかったが、実際の際はパニックに陥るだろう。タグの記入時に責任を

感じた。(御浜町自主防災組織)

- ・ 訓練では医療情報伝達を消防が担当したが、実災害時の対応は困難なため、医療情報を誰がどの手段で伝達するか課題である。(熊野消防)
- ・ 紀南病院としては、各救護所との連絡通信が課題であることが明確となった。(紀南病院)
- ・ 情報伝達において、医療調整本部との連絡を、病状等を的確に伝えることができる医療従事者がした方がスムーズに対応できたと考える。(伊勢赤十字病院)
- ・ 医師会と日赤救護班の2チームが別々に治療・処理等を行い、コミュニケーションをとらず、お互いの状況把握をしていなかったため、傷病者が偏らないように助け合うべきだった。(伊勢赤十字病院)
- ・ 災害医療において、医師会は各機関と連携しながら積極的に関わっていききたい。(紀南医師会)
- ・ この訓練がきっかけで、各関係機関が連携せざるを得ない状況となった。この顔の見える関係は今後も続いていく。大きな成果である。(熊野消防)

(4) 海上及び空からの救助・搬送訓練参加者

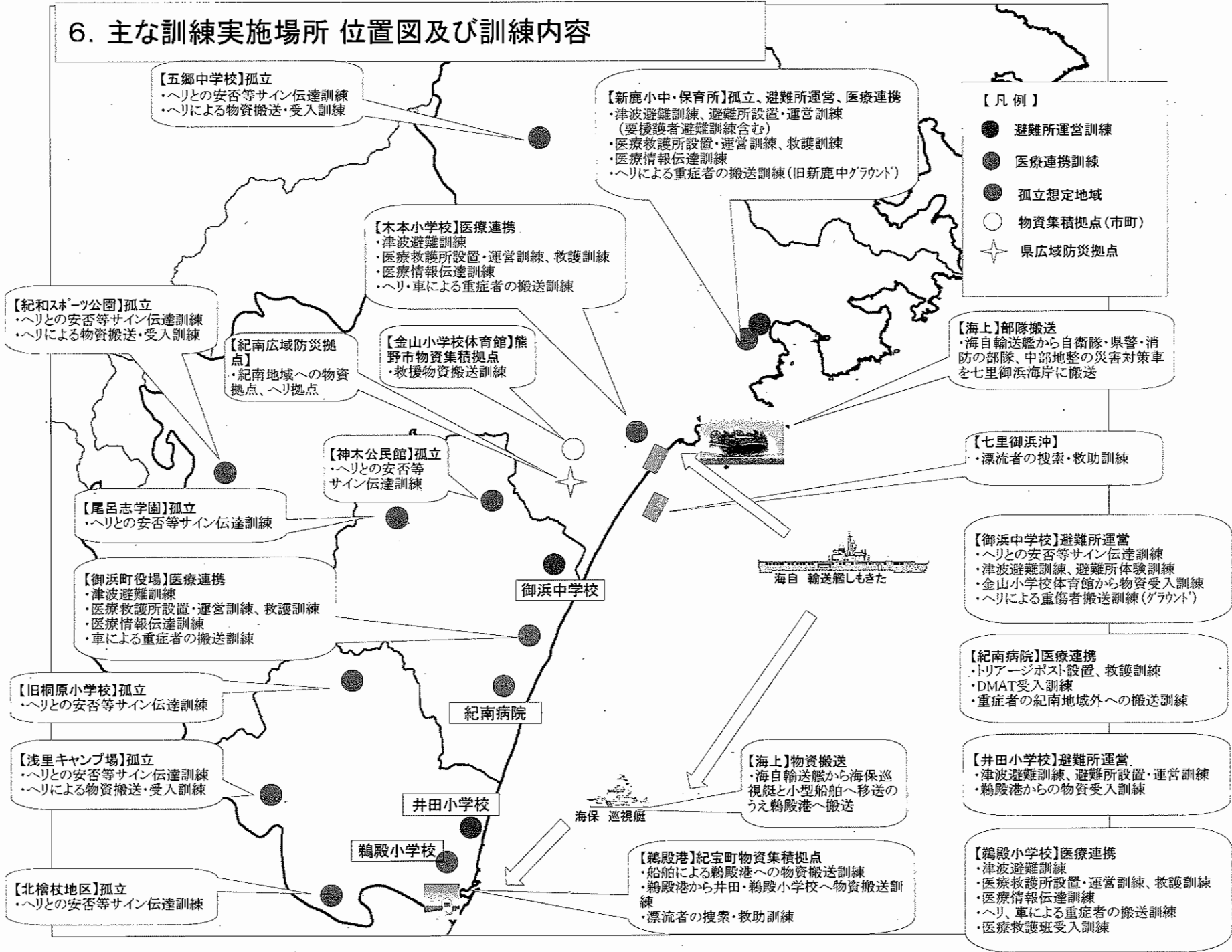
- ・ 開始時の雷雨に見舞われる中、輸送艦しもきたへの離着陸について、臨機応援な対応や統制ができたため、各機関も対応ができた。(海上自衛隊)
- ・ ヘリコプターによる物資投入において、人がバラバラな場所にいたので、安全な場所一カ所にまとまってほしい。(県警)
- ・ 災害時には指揮のとれた部隊活動が大きな力を発揮するが、具体的な指示がないことから、効率的な運用が出来ず、配置員自らの判断で地域住民の誘導等に努めた。(警備業協会)
- ・ 仮設橋梁設置は、地元建設業協会の技術者が施工体験できたことは今後活かすことができる。時間短縮できるようマニュアルの作成が必要。(紀勢国道事務所)
- ・ 従来型の救助訓練等(警察、消防、自衛隊等の救助機関やDMAT、日赤等の医療機関が被災現場を想定して実施する)を主体とした展示型訓練と今回実施の住民主体の避難訓練や関係機関による輸送訓練とのバランスを考慮した訓練内容となるよう検討してほしい。(県警)

5. 今後の対応

今回の訓練に対する参加者、参加機関等の意見については、市町、参加機関等と情報共有を行い、今後の防災対策に活かしていきます。

また、今後の総合防災訓練については、住民参加及び関係機関との連携強化を重視するとともに、開催地の地域課題や重点的に取り組むべき諸課題などから、訓練テーマを設定して、実践的な訓練を実施していきます。

6. 主な訓練実施場所 位置図及び訓練内容



7. 訓練実施風景

(1) 避難訓練、津波避難訓練等



↑ 避難の状況（紀宝町 井田地区）



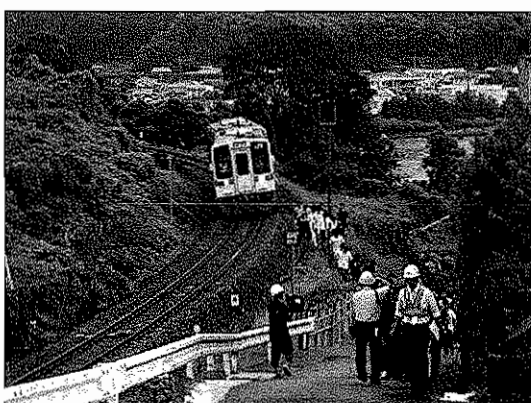
↑ 避難の状況（熊野市 新鹿地区）



↑ 入所者避難（紀宝町 特別養護老人ホーム亀楽苑）



↑ 観光客避難誘導
（紀宝町 ウミガメ公園）



↑ 旅客避難誘導【JR 東海】
（熊野市 新鹿駅付近）



↑ 旅客避難誘導【三重交通】
（熊野市 有馬町地内）

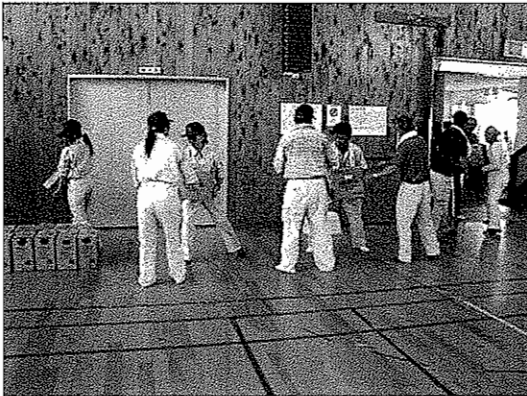
(2) 避難所運営訓練等



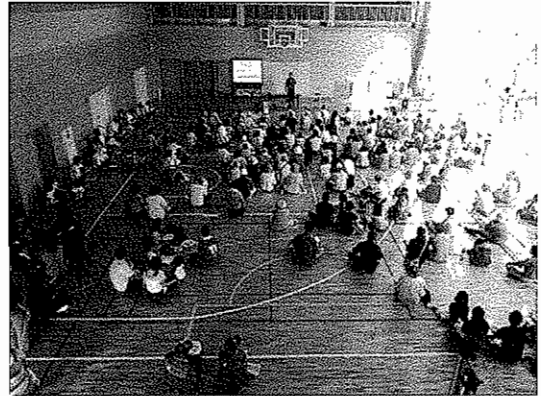
↑ 避難者受付
(熊野市 新鹿小中学校)



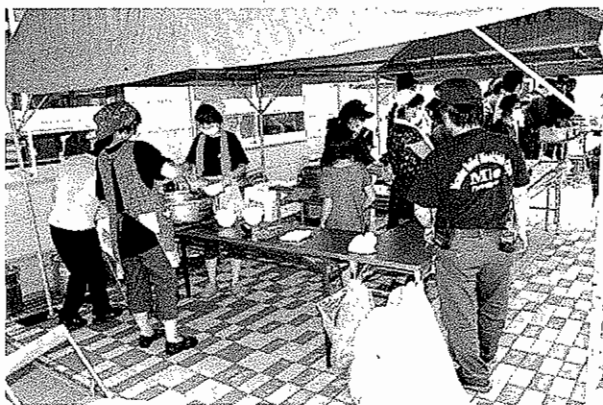
↑ 資機材等組み立て
(紀宝町 井田小学校)



↑ 物資受入 (紀宝町 井田小学校)



↑ 防災講話 (御浜町 御浜中学校)



↑ 炊き出し (熊野市 新鹿小中学校)

(3) 医療対応訓練



↑ 住民トリアージ
(熊野市 木本小学校)



↑ 重症者の搬送
(熊野市 新鹿小中学校)



↑ 2次トリアージ【紀南医師会】
(熊野市 木本小学校)



↑ 日赤救護班との連携
(紀宝町 鶯殿小学校)



↑ 病院前トリアージ
(御浜町 紀南病院)



↑ 重症者受入・対応
(御浜町 紀南病院)



↑ 航空機によるDMAT搬送
(熊野市 紀南広域防災拠点)

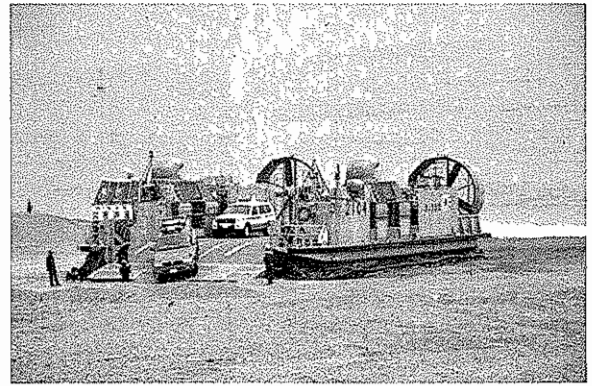


↑ 航空機による重症者搬送
(紀宝町 鵜殿運動場)

(4) 海上からの救助・搬送訓練等



↑ 海自LCACによる部隊搬送
(熊野市沖)



↑ 海自LCACによる部隊搬送
(熊野市 七里御浜海岸)



↑ 海上での物資受渡し
(紀宝町 鵜殿港沖)

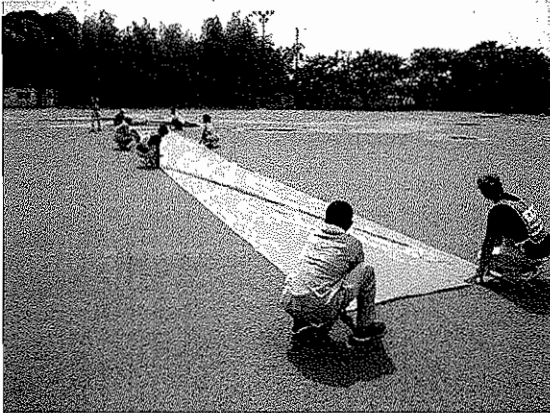


↑ 船舶による物資搬送
(紀宝町 鵜殿港)



↑ 海上漂流者救助
(紀宝町 鶯殿港)

(5) 孤立地区



↑ 航空機との安否等サイン伝達
(御浜町 御浜中学校)



↑ 航空機による物資搬送・受入
(熊野市 紀和スポーツ公園)

(6) その他



↑ (洋上) 医療救護所設置・運営
(熊野市沖 海自しもきた艦内)



↑ 県地方災害対策本部設置・運営
(熊野市 県熊野庁舎)

6 三重県消防広域化推進計画の見直しについて

1 消防広域化の課題

平成 20 年 3 月に策定した「三重県消防広域化推進計画」に基づき、8ブロック、4ブロック、1ブロック（県域）と段階的に広域化を推進してきたところですが、平成 24 年度末までに広域化を実現したブロックはありませんでした。

広域化が進まなかった理由については、各地域の実情によって様々ですが、概ね次のようなことが挙げられます。

- ・ 広域化によるメリットが十分認識できない一方で、広域化を進めるための事務負担（給与の統一等）が大きいこと
- ・ 広域化により、「小規模の方に消防力が流出するのではないか」あるいは「大規模の方に消防力が集中するのではないか」との懸念
- ・ 広域化の結果、消防本部と市町（防災担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかとの懸念

2 これまでの広域化に係る基本認識の見直し

国は、「広域化を進める上で様々な課題がありながらも、広域化を達成した消防本部ではそれらの課題を乗り越えた上で住民サービスの向上等を実現している実績があること、基本指針に定める推進期限後も小規模消防本部が多数存在し、消防体制の強化が必要であること」（平成 24 年 9 月 7 日消防審議会答申）等から、広域化の取組を引き続き推進することが必要であるとの考え方を示しています。

但し、これまでの消防庁の基本指針では、広域化は地域の実情にかかわらず、全国において同様に推進することが前提とされていましたが、新しい基本指針（平成 25 年 4 月 1 日改正）では、広域化に係るこうした基本認識を、次のとおり見直しています。

消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」改正のポイント

- 広域化対象市町村の組合せを検討する際には、人口 30 万人の規模目標に必ずしもとらわれず、地域の実情を十分に考慮すること
- 広域化対象地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして、次に該当すると認められるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施すること
 - ① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
 - ② 広域化の気運が高い地域

県内においても、各地域にそれぞれの実情があること、広域化に向けて協議が継続している地域があることなどから、県としては、地域の特性や実情を十分ふまえて広域化の推進に取り組んでいく必要があると考えています。

3 三重県消防広域化推進懇話会の設置

県内一律に広域化を推進しようとする「三重県消防広域化推進計画」の見直しにあたり、学識経験者や消防防災関係者で構成される「三重県消防広域化推進懇話会」を設置し、今後の消防の広域化の進め方について意見を聴取しながら検討を行うこととしました。

【第1回懇話会（平成25年9月3日）の概要】

懇話会委員から、次のような意見が出されました。

- ・ 広域化について、イメージでメリット・デメリットを議論することがあるが、具体的な議論をすることが必要である。
- ・ 今は、現行体制で対応できているとしても、将来10年後、20年後に対応できるのかという視点で広域化を考えなければいけない。
- ・ 個別業務（通信指令業務等）を共同処理するところから、だんだん気運が高まり、広域化につながる可能性がある。
- ・ 広域化にあたっては、消防と地域のつながりを大切にする必要がある。
- ・ 広域化は、県内一律に進めるのではなく、小規模な、緊急度の高い地域から進めるべきである。

【参考： 三重県消防広域化推進懇話会委員】

分野	氏名	所属・役職	備考
有識者	室崎 益輝	神戸大学名誉教授	委員長
	小林 篤	三重県医師会副会長	副委員長
	中村 保親	津市南が丘地区自主防災協議会会長	
消防団関係	谷口 繁喜	三重県消防協会長	
市町関係	佐藤 昭人	津市防災室長	
	西村 鎮雄	大紀町防災安全課長	
消防本部関係	川北 悟司	四日市市消防本部消防長(三重県消防長会長)	
	山中 治紀	伊賀市消防本部消防長	
	細木 正蔵	鳥羽市消防本部消防長	
三重県	稲垣 司	三重県防災対策部長	
計	10名		

4 今後の取組

懇話会は4回程度開催する予定で、懇話会で出された意見や消防庁の基本指針をふまえて検討を進め、今年度末までに「三重県消防広域化推進計画」を改訂したいと考えています。

7 危機管理の推進について

1 危機対応等の状況

平成 24 年度に、全庁的な視点で危機を察知し、災害や危機の発生時に各部局を横断して強い指揮権限を持つ「危機管理統括監」を、平成 25 年度には、地域における防災・危機管理機能を強化するため「危機管理地域統括監」を設置し、県全体の危機管理体制の強化を図っています。

平成 25 年度上半期における、危機・リスクへの主な対応状況は、次のとおりです。

(1) 県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態

① 自然災害

- 台風や集中豪雨等自然災害に伴う被害状況の情報収集・管理
- 湧水対策状況の情報収集・管理

② 事故

- 伊豆大島沖における尾鷲市船籍貨物船の衝突事故（9 月 27 日）を受け、危機管理統括監を本部長とする『「第十八栄福丸」衝突海難事故対策本部』を設置し対応
- ウインドパーク笠取発電所における風車脱落事故に係る情報収集・管理
- 県内工場における火災、油漏れ事故等の情報収集・管理

③ 健康・生活環境への悪影響

- 食中毒や感染症など、健康被害の情報収集・管理
- 河川における魚のへい死や水質汚濁、土壌汚染、P C B 流出事故など、環境被害の情報収集・管理

④ その他

- 北朝鮮のミサイル発射事態に備えた対応（県内全市町や県庁各部に対して、国からの情報の伝達を行うとともに、万一の事態に備え、警戒体制を強化）

(2) 県の組織運営において県民の信頼を損なう事態

- 職員の業務上ミス（個人情報への漏えい、設計書の積算ミス、医療費等の算定誤りなど）に対する再発防止策等の助言

2 危機管理意識の向上

職員の危機管理意識の向上のため、各階層別の研修や役割に応じた専門的な研修を実施するとともに、所属内における危機発生時の未然防止や再発防止に向けた対策の検討を行うため、課長（地域機関は室長）が課員（地域機関は室員）に対し、対話による研修を実施することとしています。

(1) 研修の実施

①各階層別研修

- 新規採用者（4/5、4/8：130 名受講）、新任班長（8/5、8/6：160 名受講）、新任所属長（5/7、5/8：73 名受講）

②危機管理リーダー研修

○全次長級職員を対象に、現場で指揮を執る管理者層の判断力、対応力の向上を図るため、新型インフルエンザ流行についての対応実例の検証と、記者会見訓練を内容とする研修を実施

(7/22、7/23：84名受講)

③各部局の危機管理推進者等研修

○危機管理推進者、同副推進者等を対象に、全庁共通の発生頻度が高い事案への初動対応、報道対応等のノウハウを習得するための研修を実施

(5/20、5/21：27名受講)

(2) 危機発生 of 未然防止・再発防止

①危機管理意識向上研修

○課長等が課員に対し三つの観点で対話形式により研修を実施(5月～9月)

- ・業務を行う中で気付いたリスクを職場内で共有し未然防止策を検討
- ・所属内で発生してしまった危機の再発防止に向け、原因究明と対策を検討するとともに、発生した危機への対応の問題点を検証
- ・他所で発生した危機事例に基づき、本県で類似の危機の未然防止に向けた対策や類似の危機が発生した場合の対応について検討

②リアルタイムメール

○マスメディアによる危機事例の報道内容などを全庁に情報共有し、職員が課内で対話を行うことで、危機発生 of 未然防止に活かすことを目的として随時職員向けにメールを配信(25年度は9月末現在で8回配信)

○今年度から、県で発生した不適切な事務処理事案について、職員一人ひとりが認識し、問題意識を持って職務に臨むよう、報道内容を全庁的に情報共有(9月末現在で4回配信)

③新聞等により把握した他所で発生した危機情報に基づく本県での状況確認

○新聞等により把握した危機を、本県におけるリスクと捉え、本県における状況確認を行うとともに、必要に応じ対策等を助言

3 危機発生への備え

個別の危機に対して迅速かつ的確に対応できるよう、各部局における危機管理マニュアルのチェックと提出を求めるとともに、同マニュアルに基づく訓練計画及び結果報告を行うよう各部局に周知しています。

○危機管理マニュアルのチェック 4月～5月

○マニュアルに基づく訓練計画の作成、訓練実施 7月～9月

4 今後の対応方針

引き続き、本県のリスクに素早く気づき危機発生 of 未然防止に努めるとともに、各部局において実施する、「危機管理意識向上研修」や「危機管理マニュアル訓練」等の進捗の確認や、危機管理の取組状況のモニタリング実施により、三重県全体の危機管理力の向上に努めていきます。

8 審議会等の審議状況について

(平成25年6月4日～平成25年9月12日)

三重県防災会議

1 審議会等の名称	三重県防災会議
2 開催年月日	平成25年7月11日
3 委 員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 青木 五郎、他52名
4 諮問事項	1 三重県地域防災計画 風水害等対策編 平成25年修正案について 2 三重県水防計画 平成25年修正案について
5 調査審議結果	上記2件の諮問について了承
6 備 考	

三重県石油コンビナート等防災本部員会議

1 審議会等の名称	三重県石油コンビナート等防災本部員会議
2 開催年月日	平成25年7月11日
3 委 員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 青木 五郎、他25名
4 諮問事項	1 三重県石油コンビナート等防災計画 平成25年修正案について
5 調査審議結果	上記1件の諮問について了承
6 備 考	

三重県国民保護協議会

1 審議会等の名称	三重県国民保護協議会
2 開催年月日	平成 25 年 7 月 11 日
3 委 員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 青木 五郎、他 51 名
4 諮 問 事 項	1 三重県国民保護計画の変更について 2 三重県国民保護協議会運営要領の一部改正について
5 調査審議結果	上記 2 件の諮問について了承
6 備 考	